

後期高齢者医療保険料の特別徴収開始のお知らせ

75歳になったかたは、後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります。

4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。通知書に記載した保険料は令和4年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落としされる額です。令和5年中の所得から算定される令和6年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに年金から保険料が引き落とされているかたは、2月と同額が4月に引き落としされますが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象 次の①②とも該当するかた
 ①介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

②昨年6月1日から10月2日まで75歳になったかた

◆75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし開始月が異なります

■昨年10月3日から12月2日までに
 なったかた↓今年6月から
 ■昨年12月3日から今年2月2日までに
 なったかた↓今年8月から
 ■今年2月3日から5月31日までに
 なったかた↓今年10月から

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(888)5638

はり・きゅう・マッサージ受療券を交付します

秋田市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、4月1日(月)から使用できるはり・きゅう・マッサージ受療券を交付します。

申し込みは3月21日(木)から、各担当課の窓口のほか、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で受け付けます(いずれも平日のみ)。

◆秋田市国民健康保険加入者へのはり・きゅう・マッサージの受療券交付

対象は、国保加入に加え、申請時の年齢が55歳以上74歳以下で、申請前の国民健康保険税を完納しているかたです。

交付▼1回につき800円を助成する券20枚綴りを2冊まで
 申請時の持ち物▼国民健康保険被保険者証と本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど

担当窓口▼国保年金課(市役所1階)

☎(888)5630

◆後期高齢者医療制度加入者へのはり・きゅう・マッサージの受療券交付

交付▼1回につき800円を助成する券15枚綴りを1冊
 申請時の持ち物▼後期高齢者医療被保険者証
 担当窓口▼長寿福祉課(市役所2階)

☎(888)5666

高齢者コインバス専用ICカード「シニアアキカ」をお持ちですか?

シニアアキカ 満65歳以上のかたは、秋田中央交通が交付する高齢者コインバス専用ICカード「シニアアキカ」を使用することで、秋田中央交通の市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスを1乗車一律100円で乗車することが出来ます。

シニアアキカは、①市の窓口で「シニアアキカ引換証」を受け取ってから、②の秋田中央交通の窓口で交付の手続きをしてください。初回の交付費用はかかりません。

*新たに対象となるかた(満65歳以上を迎えるかた、秋田市に転入した満65歳以上のかた)には、市

から引換証を郵送しますので、手続きは不要です。それ以外のかたは市の窓口で引換証を受け取ってください。

「シニアアキカの交付手続き方法」

①「引換証」の申請手続きが必要です
 申請場所▼長寿福祉課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

*岩見三内・大正寺の各連絡所では即日交付はできません。

必要なもの▼運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなどの身分証明書(代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書も必要です)

②次の秋田中央交通窓口で、シニアアキカ交付の手続きをしてください

交付場所▼秋田駅東口バス案内所(秋田駅東口バス乗り場)、長崎屋バス案内所(ドン・キホーテ秋田店バスターミナル)、秋田営業所(川尻大川反)、臨海営業所(寺内字蛭根)

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5666



人口減少・移住定住対策課
☎(888)5487

秋田市への移住者数

令和6年1月末現在
()内は前年同月比

令和5年度に
移住した世帯数
174世帯(+7)

令和5年度に
移住した人数
295人(-1)

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた

バリアフリー
教室の様子



市内の小学生を対象としたバリアフリー教室を開催しています。

◆バリアフリー教室を開催

都市計画課 ☎(888)5764

●問い合わせ

◆広報ID番号 1007491

詳しくは市ホームページをご覧ください。

一人一人が相手を思いやり、「心のバリアフリー」を実践しましょう。

市では、高齢のかたや障がいのあるかたなどの自立と社会参加を促すため、施設のバリアフリー化とともに、地域社会全体が相互に協力しあうことができるよう「心のバリアフリー」を推進しています。

一人一人の思いやりで 「心のバリアフリー」を

今年度は、9校で高齢者・障がい者などの疑似体験や介助体験などを行いました。

◆バリアフリートイレの

適正利用にご協力ください

バリアフリートイレは、車いすのかたや介助が必要なかたなどが利用するトイレです。一般トイレを利用できるかたは、バリアフリートイレの利用は控え、利用マナー向上にご協力をお願いします。



◆「車いす等マーク」のついた駐車区画の適正利用にご協力ください

障がいのあるかたや要介護者、妊産婦などに利用証を交付して、駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を実施しています。みなさん一人一人の利用マナー向上に、ご協力をお願いします。

また、施設を管理しているかたは、制度の趣旨をご理解の上、「障害者等用駐車区画」の設置にご協力ください。詳しくは、県障害福祉課へお問い合わせください。

☎(860)1331

【利用証】



車いす使用者用
(青色)



車いす使用者以外用
(緑色)

食品衛生法改正に伴う営業許可の経過措置が終了します

令和3年6月1日に食品衛生法が改正され、営業許可対象となる業種が変更されました。

その中で新たに営業許可が必要となった業種について、法改正時点で事業を行っていた事業者においては3年の経過措置期間が設けられ令和6年5月31日まで営業許可を取得する必要があります。

新たに営業許可が必要となった業種

- ▶水産製品製造業(ハタハタ寿司、明太子、干物などの水産加工品の製造)
- ▶密封包装食品製造業(山菜水煮、たれ・ドレッシングなどの常温保存品の製造)
- ▶液卵製造業
- ▶漬物製造業
- ▶食品の小分け業
- ▶そうざい半製品の製造



食品営業許可申請

営業許可の取得については申請書類の確認、現地調査が必要となるため、期日に余裕を持って申請してください。

自身の事業について営業許可が必要か分からない、申請書類や施設基準について確認したいなどのご相談は市保健所衛生検査課まで

お問い合わせください。詳しくは上記コードを読み込んで、市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181

加工研修室で 加工にチャレンジ！



園芸振興センター内の加工研修室では、加工機器の揃った施設で手作りの加工品を作ることができます(事前予約が必要です)。

施設内の見学も随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

対象▶加工品づくりをしてみたいかたや加工方法を学びたいかた、興味のあるかた

利用時間▶平日午前9時〜午後5時(受け付けは平日午前8時30分〜午後5時15分)

会場▶園芸振興センター内加工研修室(仁井田)

施設使用料▶1時間につき550円

加工品の例▶山菜の加工、漬物の真空包装、米の米粉加工、乾燥野菜や果物の試作、菓子や総菜の試作など

●問い合わせ

産業企画課 ☎(888)5725